

著作物 1（一般的要件、建築設計 図）

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月13日

著作物とは

- 著作権法における保護対象は、「著作物」。
- 著作物の定義（2条1項1号）： 「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」
- 「思想又は感情」： 人間の何らかの精神的活動であればよい。
- 表現されていること。著作権法で保護される対象は表現。著作権法は表現の内容であるアイデアを保護するものではない。
- 創作性の要件：
 - ✓ 特許発明のように進歩性（容易に想到可能でないこと）は要求されない。
 - ✓ 表現に著者の個性が発現していればよい。
 - ✓ 表現の仕方に制約があり、その制約の中で著者の個性を発揮する余地がなかった場合、創作性は認められない。
→ 社会的又は工業的に実用されるもの（工業製品、居住用又はオフィス用の建築物、書体）は、実用性を発揮するために個性を発揮できる余地が少ないため、創作性が認められにくい。
 - ✓ ありふれた表現は、著者の個性を発揮したものではない。
- 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」： ほとんど問題にならない要件。ほぼ必ずどれかに該当する。

各種の著作物

■ 10条1項に著作物が例示されている。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

- ✓ ほぼこれらの例示のいずれかのカテゴリーに該当する。
- ✓ どのカテゴリーに該当するかにより、権利行使できる支分権、権利制限の内容に違いがある。

- 著作権法は、様々な種類の支分権を規定している。著作権は、支分権の束。
- 著作権の原点である支分権は、複製権（著作物を複製する権利）。著作権は、印刷機が開発されて著作物の大量複製が可能になったときに、著作物の印刷を独占する権利として生まれた。現在でも、国際的に、著作権は、「copyright」すなわち「コピーする権利」と呼ばれている。ベルヌ条約では、著作権に相当する用語として「copyright」が用いられ、支分権の一つである複製権に相当する用語として「right of reproduction」が用いられている。

複製、翻案、二次的著作物

■ 複製

- 2条1項15号（「複製」の定義）：「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい…」
- 「有形的に再製」は、著作物を有体物である媒体（紙、フラッシュメモリー、電磁的記録媒体、光学的記録媒体等）に固定することを意味する。
- 最高裁昭和53年9月7日判決（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件）が示した複製の定義：「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべき」
- 2条1項15号の定義、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決、江差追分事件最高裁判決をまとめると、複製の要件は、
 - ① 他の著作物に依拠し、
 - ② 当該他の著作物の本質的特徴を維持しつつ（当該他の著作物の本質的特徴を直接感得することができる、という表現が用いられることもある）、
 - ③ 有形的に再製（有体物である媒体に固定）すること、である。

■ 翻案

- 最高裁平成13年6月28日判決（江差追分事件）が示した翻案の定義
「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」

複製、翻案、二次的著作物

- ▶ 江差追分事件最高裁判決によると、翻案の要件は、
 - ① 他の著作物に依拠し、
 - ② 当該他の著作物の本質的特徴を維持しつつ、
 - ③ 新たな創作を付加すること、である。
- ▶ 翻案の表現は、有形物である媒体に固定する行為に限られず、口頭での音読でもよい。翻案権侵害は、複製権侵害とは異なり、有体物とは結びついていない行為。

■ 二次的著作物

2条1項11号（「二次的著作物」の定義）：「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」

- 原著作物（他の著作物）に依拠し、かつ原著作物の本質的特徴を維持しつつ作成された著作物であって、**原著作物に新たな創作が付加された**著作物は、「二次的著作物」と呼ばれる。
- 二次的著作物は、原著作物とは別個の著作物であるが、原著作者（原著作物の著作者）も28条の権利を有する。
- 翻案者が、原著作者に無断で、原著作物の翻案を表現し、それをPCに入力（ハードディスクに固定）する行為は、翻案（原著作者の翻案権を侵害する行為）と二次的著作物の複製（原著作者の28条に基づく二次的著作物についての複製権を侵害する行為）を順次行ったことになる。

複製、翻案、二次的著作物

■ 二次的著作物についての原著作者の権利 28条

「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同じの種類の権利を専有する。」

➤ 翻案者（二次的著作物の創作者）は、二次的著作物の複製権を有する。原著作者（原著作物の著作者）も、二次的著作物の28条に基づく複製権を有する。すなわち、第三者が二次的著作物を複製するためには、翻案者と原著作者の双方の承諾を得る必要がある。

① 有形物に著作物B（作成者はb）が固定されており、著作物Bが他の著作物A（著作者はa）に由来する場合、著作物Bが著作物Aの本質的特徴を維持するものであり、**新たな創作が付加されていないときは**、当該有形物は著作物Aの複製物。

② 有形物に著作物B（作成者はb）が固定されており、著作物Bが他の著作物A（著作者はa）に由来する場合、著作物Bが著作物Aの本質的特徴を維持するものの、**新たな創作が付加されているときは**、当該有形物は著作物Aの二次的著作物の複製物。

➤ 上記①の複製物を無断で作成する行為は、著作者aが有する複製権を侵害する行為となる。

➤ 上記②の二次的著作物複製物を無断で作成する行為は、著作者aが有する翻案権を侵害する行為となる。同時に、著作者aの28条複製権も侵害する。

➤ ①の複製物も、②の二次的著作物複製物も、同じく、114条1項（損害推定規定）の「侵害の行為によつて作成された物（侵害作成物）」に該当するので、実務上は、侵害者の行為が、単なる複製なのか、翻案を伴う行為なのかを区別する意味はない。実務上、被告が「複製又は翻案」をしたのか否が争点となり、単なる複製なのか翻案を伴う行為なのかは厳密には審理されない。

言語の著作物

- 言語の著作物（小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物）
- 文書でなくてもよい。口述で表現してもよい。

- 創作性の要件：
 - ✓ 特許発明のように非容易想到性は要求されない。表現に著者の個性が発現していればよい。（ただし、実際には、著作物の種類に応じて匙加減される。）
 - ✓ 表現の仕方に制約があり、その制約の中で著者の個性を発揮する余地がなかった場合、創作性は認められない。
 - ✓ ありふれた表現は、著者の個性を発揮したものではない。

- 文章の題号・見出し： 短すぎて著者の個性を発揮する余地がないため、創作性は認められにくい。認められても、大部分が本質的特徴となるため、デッドコピー（そのままのコピー）でない限り複製とは認定されにくい。
- 契約書： 通常、ありふれた表現であり、創作性は認められにくい。

言語の著作物～キャッチフレーズ

□平成13年10月30日東京高裁判決（交通標語事件）

一審原告スローガン： 「ボク安心 ママの膝（ひざ）より チャイルドシート」

一審被告スローガン： 「ママの胸よりチャイルドシート」

共に、チャイルドシートを普及させる目的で創作された。

◆一審原告スローガンに創作性はあるか？ 創作性がある場合、著作物性の認められる部分（本質的特徴）は何か？複製又は翻案と言えるか？

【裁判所の判断】

- 「原告スローガンに著作権法によって保護される創作性が認められるとすれば、それは、「ボク安心」との表現部分と「ママの膝（ひざ）よりチャイルドシート」との表現部分とを組み合わせた、全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにおいてであって、それ以外には認められないというべきである。」
- そうすると、一審被告スローガンは、「ボク安心」を欠き、5・7・5調ではないので、一審原告スローガンの本質的部分を有さない。
- 結論として、裁判所は、一審被告スローガンは、一審原告スローガンを複製又は翻案したものとはいえないと判断した。

言語の著作物～キャッチフレーズ

□ 平成27年11月10日知財高裁判決（聞くだけ英語学習事件）

【一審原告キャッチフレーズ】

- 1 音楽を聞くように英語を聞き流すだけ
英語がどんどん好きになる
- 2 ある日突然、英語が口から飛び出した！
- 3 ある日突然、英語が口から飛び出した

【一審被告キャッチフレーズ】

- 1 音楽を聞くように英語を流して聞くだけ
英語がどんどん好きになる
- 2 音楽を聞くように英語を流して聞くことで上達
英語がどんどん好きになる
- 3 ある日突然、英語が口から飛び出した！
- 4 ある日、突然、口から英語が飛び出す！

【裁判所の判断】

- 「特に、**広告におけるキャッチフレーズ**のように、**商品や業務等を的確に宣伝すること**が大前提となる上、紙面、画面の制約等から簡潔な表現が求められ、必然的に字数制限を伴う場合は、そのような大前提や制限がない場合と比較すると、一般的に、個性の表れと評価できる部分の分量は少なくなるし、その表現の幅は小さなものとならざるを得ない。**さらに、その具体的な字数制限が、控訴人キャッチフレーズ2のように、20字前後であれば、その表現の幅はかなり小さなものとなる。**そして、アイデアや事実を保護する必要性がないことからすると、他の表現の選択肢が残されているからといって、常に創作性が肯定されるべきではない。すなわち、キャッチフレーズのような**宣伝広告文言の著作物性の判断**においては、個性の有無を問題にするとしても、他の表現の選択肢がそれほど多くなく、**個性が表れる余地が小さい**場合には、創作性が否定される場合があるというべきである。」
- 「音楽を聞くように英語を聞き流すだけ 英語がどんどん好きになる」は、一審原告教材の特徴と作用をありふれた表現で述べているに過ぎないと評価できる。
- 「ある日突然、英語が口から飛び出した！」について、裁判所は、一審原告教材の学習効果を表現するために他の選択肢がなかった旨判断した。
- 結論として、裁判所は、一審原告キャッチフレーズに著作物性が認められないと判断した。

音楽の著作物、舞踏又は無言劇の著作物

■ 音楽の著作物

- 音楽の著作物とは、思想又は感情のメロディー／旋律（リズムとピッチの組合せ）による表現。
- 歌詞は、音楽の著作物ではなく、言語の著作物。
- 歌は、音楽の著作物であるメロディーと言語の著作物である歌詞の結合著作物である。
- 歌手による歌唱は、音楽の著作物であるメロディーの演奏（演奏権侵害行為）と、言語の著作物である歌詞の口述（口述権侵害行為）を同時に実施していることになる。
- 歌唱するためには、メロディーの著作者である作曲家と歌詞の著作者である作詞家の両方の承諾が必要ということになる。
- 演奏家・歌手による演奏・歌唱は、演奏権・口述権の保護対象であると共に、実演家の著作隣接権の保護対象でもある。
- 歌唱をレコードに固定するには、歌手の録音権のライセンスが必要。
- 歌唱がレコードに固定されたとき、レコード製作者の著作者隣接権も発生する。
- レコードの複製物を公衆に譲渡する、あるいはレコードをインターネット配信するためには、著作権者である作曲家、作詞家それぞれの譲渡権／公衆送信権の承諾に加えて、著作隣接権者である歌手、レコード製作者それぞれの譲渡権／送信可能化権の承諾も必要。

■ 舞踏又は無言劇の著作物

- 舞踏又は無言劇の著作物とは、思想又は感情の振付による表現。
- 役者・ダンサー（実演家）による舞踏は、上演権の保護対象であると共に、実演家の著作隣接権の保護対象でもある。

図面の著作物（地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物）

■ 地図

- 地図において記載すべき情報の取捨選択、その表示方法について著者の個性を発揮することができる。

■ 建築物の設計図

- 「学術的な性質を有する図面」（10条1項6号）に該当する。

◆ 設計図の著作物性を判断する際、設計図が表す建築物のデザインは考慮されるか？

- 作図限定説： 作図上の表現のみが考慮要素になる。
- 設計対象考慮説： 設計図の対象物のデザインも考慮要素になる。
- 作図限定説によると、基本的に、設計図の著作物性は認められないことになる。作図上の表現には、当業者であれば誰でも理解できるよう共通のルールがあるので、表現方法の選択の幅はほとんどない。
- 裁判所は、どちらの説に立っているとも言えない。
- [私見] 設計図で建築デザインの本質的特徴が表現されているのであれば、表現された建築デザインに基づく創作性を否定すべき合理的理由はない。他方、設計図に建築デザインの本質的特徴が表現されていないのであれば、当然、建築デザインは考慮されない。著作物としての建築は、建築物自体で表現されることも、絵で表現されることも、設計図で表現されることもある。
- [私見] 2条1項15号ロは、本来複製ではない行為を複製とみなした規定（創設規定説）ではなく、設計図（図面）で表現された建築デザイン（著作物）を建築物に固定（有形的に再製）する行為が複製に該当することを確認した規定（確認規定説）であると理解する。

2条1項15号ロ

「十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。」

図面の著作物

■ 工業製品の設計図

◆工業製品の設計図についても、建築物の設計図と同様に、作図限定説と設計対象考慮説の対立がある。

◆ その製品デザインが創作性を有する工業製品 α の設計図 β に従って、工業製品 α の実物を参照しないで工業製品を作製した場合、当該行為は工業製品 α を複製する行為となるか？この点について、2条1項15号ロは、創設規定なのか、それとも確認規定なのか？が問題となる。

● **創設規定説**： 本来、図面に従って対象物を完成させる行為は「複製」に該当しないが、2条1項15号ロは建築に関する図面に従って建築物を完成させる行為だけは特別に「複製」することを規定していると理解する。

➤ 2条1項15号ロが創設規定であれば、工業製品 α の実物を参照しないで工業製品に関する設計図 β に従って工業製品を完成させる行為は、2条1項15号ロの文言に該当しないので、「複製」ではないということになる。

● **確認規定説**： 対象物が表現された図面に従ってその対象物を完成させる行為は、当該対象物の表現を対象物完成品として有形的に再製する行為であるから、本来的に「複製」に該当する。2条1項15号ロは建築に関する図面についてそれを確認しているに過ぎないと理解する。

2条1項15号ロ

「十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

ロ 建築の著作物 **建築に関する図面に従って建築物を完成すること。**」

建築の著作物

■ 建築の著作物

- 一般住宅の創作性が認められるためには、一般住宅におけるありふれた美的要素を超える創作性が要求される。裁判所は、実用物である一般住宅の著作物性を認めることについて謙抑的。

■ 庭園

- 庭園は、10条1項のいずれに該当しない。しかしながら、庭園も、設計者の個性が発揮されていれば、著作物となる。
- 建築物と同様に土地の定着物であり、かつ実用物であることに鑑み、20条2項2号が類推適用され、改修に対する同一性保持権の行使が制限されると考える（平成25年9月6日大阪地裁判決（希望の壁事件））。

20条2項2号：

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」

写真の著作物

■ 写真の著作物

□ 知財高裁平成18年3月29日判決

「写真は、被写体の選択・組合せ・配置，構図・カメラアングルの設定，シャッターチャンスの捕捉，被写体と光線との関係（順光，逆光，斜光等），陰影の付け方，色彩の配合，部分の強調・省略，背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。」

➤ 何を被写体にして、どのように撮影するかにより撮影者の個性が表れる。

◆ 被写体に関する工夫が写真の創作性の判断要素になるか争いがある？

- 被写体自体のデザインと写真の他の部分とが有機的に関連して表現が構成されている場合、被写体自体のデザインが写真の創作性の判断要素になり得ると考える。
- 上記の場合において、特に写真撮影者（写真の著作者）が **写真撮影のために被写体の形態を変化させたとき**には、この工夫は写真の創作性に貢献する。
- 上記の場合において、被写体が写真撮影以前の形態のままであったときにも、何を被写体にするかに相当の選択肢があったときには、**被写体の選択**が写真の創作性に貢献する。
- 写真撮影者が意識することなく写真に写り込んだもの自体のデザイン（例えば、都市風景の写真を撮影した場合において、偶然、写真に写り込んだ大型自動車に描かれていた芸術作品）は、写真の創作性の判断要素にならない。
- 被写体自体が創作性を有する場合、例えば被写体が独創的な陶芸品（美術工芸品）である場合、創作的に撮影された写真は、陶芸品を原著作物とする二次的著作物（2条1項11号）となる。写真撮影自体に創作性がないときには、写真は、著作物である陶芸品の複製物となる。

写真の著作物

- 写真の複製はdead copy（全く同じものの作成）に限定されない。著作物である写真に依拠して、その写真の本質的特徴を直接感得させる別個の写真を撮影する行為、あるいは本質的特徴を直接感得させる絵を作成する行為も、写真の複製又は翻案になる。
- デジタル写真は、「写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物」（伝統的な写真の製作方法であるアナログ写真の現像に類似する方法も用いて表現される著作物）として保護される。

2条4項

「この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。」

- ◆ 撮影者が意図していなかった撮影手法の要素（カメラが自動選択した露光調整、何気なくシャッターを切った結果偶然撮影された構図）は、写真の創作性の判断要素になるか？
- 専らカメラの自動露光調整機能に依存した撮影は、撮影者の個性の表われではないので判断要素にならないと考える。
- 何気なくシャッターを切った結果偶然撮影された構図については、そのような構図が撮影される撮影アングル・撮影タイミングになる場所・時間帯の選択が創作性の要素になり得る。
- 附随対象著作物の利用
- ✓ 写真に他の著作物が写り込んだとき、所定の要件を充足することを条件に、写真の利用に伴って（写真の利用に必要な限りで）写り込んだ著作物を自由に利用することができる（30条の2第2項）。